

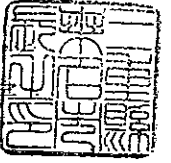


桑名市告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の区域内において町の区域を設定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成26年1月24日

桑名市長 伊藤 徳



桑名市新西方七丁目とする区域

大字西別所字愛宕山2178の一部、大字西別所字蠟山2088の1の一部、2088の2、大字西方字西谷1177の2、1178の1